

大阪市規則第102号

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成20年大阪市規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表（第2条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年8月20日から施行する。

[別表 別紙 1]

所管	区分	報酬額	
[同左]			
健康局	[同左]	[同左]	[同左]
	マンモグラフィによる乳がん検診を行う者	日額	25,280円
	[同左]	[同左]	[同左]
	国民生活基礎調査等の統計調査の業務を行う者	日額	8,250円
	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]			

[別表 別紙2]

所管	区分	報酬額	
[略]			
健康局	[略]	[略]	[略]
	マンモグラフィによる乳がん検診を行う者	日額	25,280円
	乳がん検診及び肺がん検診の精度管理に関する助言等の業務を行う者	日額	25,280円
	[略]	[略]	[略]
	国民生活基礎調査等の統計調査の業務を行う者	日額	8,250円
	保健所における結核に係る健康診断等の業務を行う者	日額	25,280円
	[略]	[略]	[略]
[略]			